



**地方税法により課税区域が規定**  
 都市計画税は、地方税法において、都市計画法に規定する「市街化区域」若しくは「都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域」が課税対象区域と規定されています。

**都市計画区域内を設定**  
 本市においては市街化区域を定めていないことから、都市計画区域内の農用地などを除いた

## 30年度から都市計画税の課税区域を縮小します

区域を基本に課税区域を設定し課税してきました。

**区域の見直し**  
 東日本大震災の影響により、地域の現状が大きく変化したことから、復興の状況や都市計画事業などの見直しを踏まえ、課税区域を見直し平成30年度から適用します。

詳しくは、5月発送の固定資産税・都市計画税の納税通知書

3月31日(土) 午前11時

## 気仙沼図書館 気仙沼児童センター 開館

市では、震災により被害を受けた気仙沼図書館を現地に復旧するとともに、古町児童館を移転し、市内児童館の拠点となる気仙沼児童センターとの複合施設の整備を進めてきました。この度完成し、3月31日にそれぞれ開館します。

### 知る・学ぶ・くつろぐ つながる図書館

#### ●気仙沼図書館

- 図書館は、赤ちゃんからお年寄りまで、どなたでも使える施設です。より利用しやすくなるような設備を設けていきます。
- 駐車スペースは75台
- 子ども専用の本フロア「こどもとじよかん」
- 民間事業者による「カフェ」



3月31日は、記念式典開催のため開館時間が遅くなっています。また、駐車場内へは開場時間前に入場することができませんのでご注意ください。

開館時間：午前11時から午後5時まで  
 駐車場開場：午前10時45分

・ 中高生向け図書やコミックを集めた「ティーンズコーナー」、ゆつくりくつろぎながら本を読むことができる「閲覧席」など

#### ●放送大学気仙沼視聴学習室

2階視聴覚ブースで放送大学の教材が視聴可能になります。

● 問い合わせ先／気仙沼図書館  
 ☎(22) 6778

#### ●気軽に遊べる

#### ●子どもの居場所

#### ●気仙沼児童センター

児童センターは、0歳から18歳までの子どもたちが、だれでも気軽に遊べる子どもの居場所です。

センターには、「屋内遊戯

室」「乳幼児遊戯室」「集会室」「児童会議室」「創作活動室」を配置し、子どもたちの自主的な活動や母親クラブと連携した世代間交流事業を実施していきます。

#### ●子育て支援センター

乳幼児親子の相互交流の場として、乳幼児遊戯室に「子育て支援センター」を設置し、子育て相談や子育ての情報提供を行います。

#### ●ファミリー・サポート・センター

4月より、ファミリー・サポート・センターは、市役所子ども家庭課内から児童センター内に移転します。

● 問い合わせ先／  
 市子ども家庭課育成支援係  
 ☎(22) 6600内線441

でお知らせします。

#### ●見直しの内容

都市計画税の課税区域を、都市計画法により定める都市計画区域（農用地などを除く）から、用途地域（一部用途地域外も含む）に区域を縮小します。

#### ●都市計画税

本市では、都市計画道路や下

水道の整備のため、都市計画区域内の農用地などを除いた区域を基本として昭和41年度から税率0.2%を固定資産税率1.4%に加えて課税しています。

● 問い合わせ先／  
 税務課 固定資産係  
 ☎(22) 6600内線247・248

### 本吉地域の地籍調査完了

## 本吉地域の固定資産税は 登記地積で課税します

― 税額が上がる場合と下がる場合があります ―

土地にかかる固定資産税については、国が定める固定資産評価基準に基づき、登記簿に登記されている地積（登記地積）により評価して課税することが原則となっていますが、本吉地域の地籍調査事業が、地域全体として完了していなかったことから、市では固定資産評価基準に設けられている例外規定を適用し、地籍調査前の地積で課税するという取り扱いを行ってきました。

平成29年度の登記処理をもって本吉地域の地籍調査事業が完了したことに伴い、平成30年度から原則どおり、地籍調査終了後の登記地積で課税することになります。

登記地積による課税について、ご理解をお願いいたします。

● 問い合わせ先／  
 税務課 固定資産係  
 ☎(22) 6600内線247・248

